相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区千早三丁目四四番、最後の住所東京都豊島区千早三丁目四四番一号
被相続人　亡　武藤　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区豊玉北四丁目二〇番地一、最後の住所東京都練馬区豊玉北四丁目二〇番一三号
被相続人　亡　村木　直尚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区町屋六丁目一番、最後の住所東京都荒川区町屋六丁目一番八号
被相続人　亡　山添　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市戸塚区上倉田町二八三番地四、最後の住所横浜市戸塚区上倉田町二八三番地四オセアン戸塚四〇一号
被相続人　亡　井原　正伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
横浜市中区不老町一丁目六番地九第一ＨＢビル七階Ｃ区画
相続財産管理人　弁護士　荻田　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区西草深町三一番地一二、最後の住所静岡市葵区西草深町三一番一六号
被相続人　亡　森下　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
静岡県静岡市葵区浅間町一丁目四一番地ｇａｔｏ二〇三号室　葵法律事務所
相続財産管理人　石橋　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県榛原郡吉田町片岡一七二一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　飯塚　繁樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
静岡県藤枝市田沼一丁目一八番二号土屋ビル四〇一号　藤枝のぞみ法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　宮田　逸江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市東蔵前二丁目一二番地一七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　加茂　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
名古屋市中村区名駅三丁目一三番二六号交通ビル九階　大樹法律事務所
相続財産管理人　金井　正成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県真庭郡落合町大字大庭二四六番地、最後の住所不明
被相続人　亡　旦　小石

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
兵庫県加古川市加古川町寺家町三七八番地
相続財産管理人　青木　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市鞆町後地二二六〇番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　坂口　清治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
広島県福山市東深津町五丁目一七番二〇号
相続財産管理人　池永　章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市明神町一丁目二番、最後の住所広島県福山市明神町一丁目二番一八号
被相続人　亡　横尾　金次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
事務所広島県福山市若松町一〇番五号　法友会館四階　志熊法律事務所
相続財産管理人　弁護士　志熊　弘義

第８期決算公告

平成24年2月6日
東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
アーセナルアセット特定目的会社
取締役　横山　公一

貸借対照表の要旨
（平成23年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	13,108,379	流動負債	172,713
その他の資産	1,208,916	固定負債	13,887,061
流動資産	1,208,791	負債合計	14,059,773
固定資産	125	社員資本	257,521
		特定資本金	5,000
		優先資本金	7,060,700
		剰余金	△6,808,179
		当期未処理損失	6,808,179
		純資産合計	257,521
資産合計	14,317,294	負債・純資産合計	14,317,294

損益計算書の要旨
（自　平成22年10月１日　至　平成23年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,479,279
営業費用	1,696,743
営業損失金額	217,464
営業外収益	511
営業外費用	469,639
経常損失金額	686,592
税引前当期純損失金額	686,592
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失金額	687,802